付着	₹	1 (	事前確定	届出給	与等	の状況	记(金銭3	交付月	用)	)			No.	
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)											(			)
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)							(令和	年		î和 月	年 日 ~	月 令和	日 年 月	日)
当	該	( 連	4 ( )	事 業	年	度	令和	年		月	日 ~	令和	年 月	日
職務	執行	う期 間 開	開始の日の	の属する	会計	期間	令和	年		月	日~	令和	年 月	日
		区分	支給時期	(年月日)		支給額	頁(円)				支給時期	(年月日)	支給額	〔円)
事		届出額									•	•		
前	職務	H						事	金	職務	•	•		
	執 行	支給額						前	銭に	執行	•	•		
確	期間							確	ょ	期間	•	•		
	開	今回の						定	る	開始	•	•		
定	始 の	届出額						届	給与	の	•	•		
	日の	今回の							,	日の	•	•		
届	属す	届出額						出	業	属す	•	•		
出	る会	今回の						給	績	る会	•	•		
	計	届出額						与	連動	計	•	•		
給	期間	今回の						以	給	期間	•	•		
		届出額						- 外	与		•	•		
与	য়য়								を 除	翌会	•	•		
に	翠	今回の 届出額	•	•				0	<	計期	•	•		
`-	会							給	$\overline{}$	間以後	•	•		
関								与				•		,
	計	今回の 届出額	•	•				に	業 ;	績 よる	動給与	す又はの 支給	金銭以外時期及	の質産び概要
す	期							関						
								す						
る	間	今回の 届出額	•	•										
事	以							る						
								事						
項	後	今回の 届出額	•	•				項						

## 付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用))の記載要領等

- 1 この付表は、所定の時期に確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づき支給する給与(確定した額に相当する 法人税法第34条第1項第2号ロ(役員給与の損金不算入)に規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予 約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与(確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定 新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。)を含みます。)について届け出る場合 に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- 2 この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者 が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の 「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日(定時株主総会の開催日など)及び職務執行期間(定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など)を記載してください。
  - (2) 「当該(連結)事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
  - (3) 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期(年月日)」欄及び「支給額(円)」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給額を記載してください。

## 事前確定届出給与の区分 支給時期及び支給額 (支給済分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前 | ① 「届出額」欄:前回以前の届出において届け出 回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を た事前確定届出給与の支給時期及び支給額 交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事 | ② 「支給額」欄:①の事前確定届出給与の実際の 前確定届出給与 支給時期及び支給額 (注) 法人税法施行令第69条第5項(定期同額給与の範 囲等)の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変 更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定 め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載 してください。 (支給予定分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計 「今回の届出額」欄:この届出において届け出る事 期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定 | 前確定届出給与について、届出の時において予定さ した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給する れている支給時期及び支給額 こととしている事前確定届出給与

- (注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。
- (4) 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期(年月日)」欄及び「支給額(円)」欄には、事前確 定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時にお いて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。

また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。

なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙(適宜の様式)に記載してください。

- (注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。
  - ① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの
  - ② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与
  - ③ 法人税法施行令第69条第3項各号に掲げる給与